令和８年　第２回松田町議会定例会　会議録　（第２日目）

令和８年６月３日　午後１時００分　開議

１．出席議員　１２人

１　番	北　村　和　士	２　番	武　尾　哲　治	３　番	吉　田　　功
４　番	中津川　定　雄	５　番	秋田谷　光　彦	６　番	古　谷　星工人
７　番	平　野　由里子	８　番	田　代　　実	９　番	井　上　栄　一
１０番	南　雲　まさ子	１１番	飯　田　　一	１２番	寺　嶋　　正

２．欠席議員　　なし

３．説明のための出席者　１５人

町　　長	本　山　博　幸	副　町　長	田　代　浩　一
教　育　長	野　崎　　智	会計管理者 兼出納室長 兼税務課長	中津川　文　子
政策推進課長 兼定住少子化担当室長	鍵和田　龍　太	総　務　課　長	山　岸　裕　子
安全防災担当室長	鍵和田　　栄	町　民　課　長 兼寄出張所長	堀　谷　恵　子
福　祉　課　長	宮　根　正　行	子育て健康課長	髙　橋　英　子
参事兼観光経済課長	遠　藤　洋　一	まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳　澤　一　郎
環境上下水道課長	渋　谷　昌　宏	教　育　課　長	椎　野　晃　一
生涯学習推進課長	遠　藤　雅　典	―――――	―――――

４．出席した議会事務局書記　２人

事　務　局　長	渋　谷　好　人	書　　記	石　井　友　子

５．議事日程

日程第 １　　一般質問（Ｎｏ.7～Ｎｏ.9）

６．議会の状況

議　　長　　皆様、こんにちは。

本日は、台風６号の接近により、急遽、議会の日程が午後となりましたことを御報告申し上げます。大変、ありがとうございます。

松田町議会定例会本会議第２日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。　　（13時00分）

本日の議事日程は、お手元にお示しのとおりです。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議　　長　　日程第１「一般質問」を行います。

昨日に続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第７号　古谷星工人君の一般質問を許します。登壇願います。

６　番　古　　谷　　それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、昨日の台風６号の対応に町長はじめ、皆さんに対応していただきまして大変御苦労さまでした。被害も特になかったということで聞いておりますので、安心しました。大変ありがとうございました。

それでは、受付番号第７号、質問議員、第６番　古谷星工人。

件名、学校給食の現状と町内農畜産物の使用状況について。

要旨、本町の学校給食は令和７年度から無償化により、保護者の負担が軽減

されました。近年の物価上昇で、現場では献立の作成、食材の仕入れに苦慮されていると考えます。

次のことについてお伺いいたします。

（１）給食の年間日数、１日当たりの食数、アレルギー食の扱いについて。

（２）町内農畜産物の使用状況及び野菜類の品目と量について。

よろしくお願いいたします。

教　　育　　長　それでは、古谷議員の御質問に順次お答えいたします。

１つ目の御質問であります給食の年間日数でございますが、寄小学校、松田小学校、松田中学校ともに185日であります。

１日当たりの食数についてですが、教職員を含めた食数でお答えいたします。寄小学校が31食、松田小学校が430食、松田中学校が203食となっております。

続いて、アレルギー食の扱いにつきましては、２つのやり方がございます。

１つ目が、卵とか乳製品とか小麦などのアレルギーとなる原因の食材を避けます除去食で、もう１つは、除去した食料の代わりに別の安全な食材で作ります代替食、この２つで対応をしてございます。

次に、２つ目の御質問にお答えしたいと思います。

町内農畜産物の使用状況及び野菜類の品目と量について、令和７年度の実績でお答えさせていただきます。

まず、寄小学校ですけれども、町内産野菜類を８種類利用してございます。内訳についてお話しますと、ジャガイモが年間でも110キロ、ジャガイモが年間110キロのうち町内産が33キロ。それから、タマネギは174キロのうち町内産が27キロで、ニンジンが年間で121キロのところ町内産が11キロ、里芋が年間で約10キロのところ全て町内産10キロを使っております。それから大根の年間使用量が42キロですけれどもそのうち７キロ、町内産は７キロでございます。サツマイモは年間で６キロですけれども全て町内産でございます。ナスの年間使用量は１キロですが、そのうち、これも町内産が全てでございます。白菜が年間で16キロ使っておりますが、町内産は１キロとなってございます。

なお、畜産物につきましては全て町外産を使用していますが、昨年度の３月６日には地元で採れましたジビエ肉を利用した給食を実施してございます。

また、露地野菜を採り始める６月から、順次、タマネギとかジャガイモ等につきましては町内産の野菜を使っていく計画がございます。

続きまして、松田小学校ですけれども、年間、野菜類のみ２種類を利用してございます。

ジャガイモが年間で761キロのうち町内産が51キロ、タマネギが1,411キロのうち町内産が126キロというふうに、ジャガイモとタマネギを使ってございます。

畜産物につきましては、町外産を利用してございます。

続いて、松田中学校ですけれども、現時点では神奈川県産という範囲の中で調達しているため、野菜類の町内産の利用はございません。学校では町内産の野菜が調達できるのであれば利用したいという意向もございますので、町は町内産の利用を進めていきたいという考えもございますのでぜひ、その際には調達先など皆様に情報提供いただきたいというふうに思ってございます。

畜産物については、小学校同様に町外産を利用しております。

６　番　古　　谷　大変ありがとうございました。それでは何点か再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、令和７年度から学校給食費の無償化ということで、町単独だと思うんですが、無償化に取り組まれたということで、保護者の方から助かりますという話を聞いております。令和８年度は、国の費用による無償化ということで話は聞いております。ちょっとお伺いしたいのが、これは国のほうは、永久継続的にあるのか、期限的なのかという確認と、幼稚園も同じような扱いになっているのかちょっとお伺いしたいというので、よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　それでは、古谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校給食の無償化につきましては、令和８年度から国の補助金が小学校のみ5,200円を、一部補助を国のほうから補助していただいております。そのほかの幼稚園、また中学校、小学校の5,200円以外の部分については町の補助とい

う形で保護者の経費補助に努めているところでございます。

また、5,200円が継続的なのか、一時的なのかというところで、時限という話は聞いておりませんので。

以上でございます。

６　番　古　　谷　　ありがとうございました。

小学校だけは国の費用が出ているということでよろしいですね。

それで、先ほども全部で３校、合わせて660食ぐらい、１日当たり調理されているわけですけれども、ここで一食当たりの単価がどのくらいかということで、小学校、中学校別で教えていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

教　育　課　長　　それでは、今の御質問にお答えをいたします。

一食当たりの単価の小学校、中学校別の費用ということでございます。食材費のほうで単価で出させていただいたところ、松田小学校や寄小学校とも、約330円程度、一食当たり330円程度で、中学校のほうは約370円ぐらいが食材費の部分での単価となります。

以上でございます。

６　番　古　　谷　　ありがとうございます。

一時、だいぶ食材費が上がったということで、途中、給食費が無償化になる前に、もう、たしか食材費の補助をされたというふうに伺っていますが、そのようなことでよろしいかなというふうに思います。

それから、こども・子育て応援施策の中で、令和８年度は８つのゼロということで掲げられていまして今年は10のゼロということで、この辺の給食費も含まれてゼロというような形になっているかというふうに思います。

今後も引き続き、こども・子育て応援施策の中で、できる限りのことはやっていただきたいなというふうに考えております。

次に、アレルギーの対策についてお伺いしていきたいと思います。学校給食におけるアレルギー対策は、子供たちの健康と安全を守るために非常に重要な取組だと思います。近年、アレルギーを持つ子供たちが全国的に増加している

と聞いておりますが、町も対応を強化する必要があるかと思います。

現在で結構ですので、アレルギー食を提供している数、また、何名で、何食ぐらいというようなことが分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、ついでにもう一つ、アレルギーの子供が何のアレルギーを持っているかというのはどのような形で把握されているのかお伺いしたいと思います。

教　育　課　長　それでは、古谷議員の質問にお答えいたします。

アレルギーの食数ということでございますが、小学校、中学校全て含めて、現在学校のほうで把握をしているのは32名いらっしゃいます。それぞれに除去食であったり、代替食対応、また、家庭からの持参食というような形で実施をしておるところでございます。

どのような方法で把握しているのかというのは、やはりアレルギーは、一歩間違えば生命の危険もあることから、学校と保護者のほうで個別に事前にアンケートというか事前調査をして、何のアレルギーが駄目だとか、そういったものを全て把握した上で個別に対応しているところでございます。

以上でございます。

教　育　長　学校の中身のことなので私のほうから少し補足させていただきますと、年度当初に、まず保護者には全ての保護者にアンケートを取ります。一番大事な命に関わる部分ですので、必ず、どの、どういうアレルギーがあるのかということについては、全ての家庭にアンケートを取って事前に掌握をします。アレルギーがあると答えた子供たちにつきましては、再度親御さんともう一度話合いをするようなこともございます。細かいことを聞き取って、特に修学旅行とか、そういうときには、再度、親御さんと話をするように、そのような形を取っています。

６　番　古　谷　教育長ありがとうございました。

外部へ行ったときのことも非常に大変だと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

今度は小学校卒業、中学卒業、幼稚園から、幼稚園を卒園して小学校入学、

小学校を卒業して中学入学、この辺のアレルギーの関係の引継ぎというか申し送りみたいなことはどのような形で行っておられるか分かりますか。

教　　育　　長　　私のほうからお答えさせていただきます。

小学校から中学校へ行くとき、それから幼稚園から小学校へ行くときというのは、個人のカードがあります。そういうカードをそれぞれ、次の、例えば年長さんから小学校に上がる場合、それから６年生から中学校に上がる場合、そのときには必ずそのカードを引き継ぐようになっています。そのカードについては、何というか、変わる部分もありますので、先ほど私がお話をしましたように、もう一度、学校が変わったときに出してもらうような形を取っています。

６　番　古　谷　　ありがとうございました。

アレルギーについては、細かくやっていただいて、大変ありがとうございます。除去食とか代替食とか、それぞれ個別に対応されているということで大変だと思いますが、今後も事故がないように、よろしくお願いしたいというように思います。

それから、多分今までもなかったと思うんですが、アレルギーの事故とか、食中毒による事故が発生した経過があるかどうか、お伺いしたいと思います。

教　育　課　長　　過去アレルギーであったり食中毒の事故があったかという御質問でございます。

町立学校及び幼稚園も含めまして、食中毒及びアレルギーの事故の発生は過去ございません。

６　番　古　谷　　ありがとうございました。

それを聞いて保護者の方も安心するんじゃないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、今度は給食施設の関係でちょっとお伺いしたいというふうに思います。

松田小学校は新築のため、全部が新しい機械になっているかどうかは、ちょっとそれはお聞きしたいと思うんですけども、調理器具の関係です。旧、古い

小学校から移動したものもあろうかと思いますがその辺のところと、あと食器なんですが、プラスチック製の、何か使っておられると思うんですが、傷ついたりなんだりすると、どうしても菌がついたりなんなりするんじゃないかなというふうに思いますので、その辺の扱いについて、松田小学校、寄小学校、松田中学で分かれば、それぞれ教えていただきたいと思います。

教　育　課　長　　それではお答えいたします。

給食施設の器具がどうなっているかというところでございますが、日々使うものでございますので、当然不具合があればその都度修繕をしていきます。小学校のものにつきましても、古い校舎から移したものもありますし、新たに買い換えたものも、その都度買い換えているというところでございます。

また、食器につきましては、これは菌の付着状況みたいなものをテストがありますので、そこが一定数を超えた場合には新年度予算計上して、新たに安全な食器に買い換えるというようなところで、都度都度対応しております。

以上でございます。

６　番　古　　谷　　ありがとうございます。

さらに、こういう検査をしてるということで安心して子供も給食を食べられるのではないかなというふうに思いますので。

それでは、２つ目の質問に入らせていただきます。

町内農産物の利用状況ということで、先ほど回答の中にだいぶ細かく報告いただきました。

寄小学校で町内産野菜は８種類ということです。松田小学校は２種類、松田中学校は扱いがなしということでやっておられますが、この中で寄小学校については、食数が少ないので100％町内産のものが、里芋とサツマイモ、ナスが、全て３種類なんですが町内産のものを使っているということで、さらにほかにもあるのではないかなというふうには思いますが、こういうことだということです。ジャガイモ、タマネギについては、どうしても収穫して、時期がたつと萌芽、芽が出たりしていますので、皆さんは持っているんですが給食に出される状態ではなくなってくるので、どうしてもこういう使用量から比べる

と、使用率はだいぶ低くなっているのではないかなというふうに考えます。

それから、今、町内産以外のものはどこから、町内の八百屋さんから仕入れているのか、あとは学校給食会がありますので、そちらから仕入れているのか、お米も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

教　育　課　長　　食材の調達先というところかと思います。学校によって多少違いがあるんですけれども、まず、松田小学校と松田中学校につきましては、町内にある青果店から基本的には調達をしている。また、一部、町内の町内産の物につきましては地産地消の会から個別に調達をしているというふうに聞いております。寄小学校については地元の農家や、また移動スーパーの「くるまつくん」も利用をさせていただいているという報告を受けております。

お米については、学校給食会のほうから別途紹介を受けてお米を調達したり、あとは米飯ですか、米飯を調達をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

６　番　古　　谷　　ありがとうございます。

私も地産地消の会に入っていますので、タマネギ、ジャガイモを時期には一緒に出荷をさせていただいております。

お米については、これは以前にお話をしたかと思うんですが、松田町でもお米を作っている方おられます。これを松田町の学校給食ということで、出せればなということでいろいろ考えたんですが、やはり精米の関係があってなかなかそれがうまくできないということで、もう学校給食会のほうから神奈川県産が来ているということで伺っておりますので、できればお米も使ってもらえればなというふうに思います。

それと、畜産物については、町内畜産農家はありませんので、これはないんですけれども、先ほどの報告、回答の中に寄小学校へのジビエ料理を提供したということがありました。これについてちょっとお伺いしたいと思いますが、これはジビエはシカ、イノシシのどちらかということと、これを食べて、子供の反応はどのようだったのかということをお知らせくだされればと思います。よ

ろしくお願いします。

参事兼観光経済課長　寄小学校の給食は、先ほどの答弁で３月６日ということでありましたが、それは２回目になります。令和６年度、令和７年度ということで、まずは取り組める学校から取り組んでいこうということで寄小学校から始めたものでございました。始めるに当たりまして、やはり保護者の理解を得なければいけないということで、保護者、教職員にアンケートを送りました。そういった中で実施をした中で、御質問の子供たちの感想ということで、おおむねの子供たちは美味しかったというような感想をいただいておると、報告書では確認しております。

以上です。

議　　長　あと、シカ肉か。

参事兼観光経済課長　すみません、シカ肉でございます。

６　番　古　谷　シカはいっぱいいますので。

これはどのような形で提供されたのですか。揚げ物とか、何かそういう形だと思うんですが、すみません、お願いします。

参事兼観光経済課長　カレーとして提供いたしました。

６　番　古　谷　ありがとうございます。

カレーに入れて豚肉の代わりというような形だと思います。ありがとうございました。

これは引き続き、今ちょこちょこと話をしたんですが、シカはいっぱいいますし、根岸のほうにジビエ工房ができていますので、ここで活用されているほうの肉がうまく捌ければなというふうに考えます。

それから、今度は果実の関係ですけども、果実は、今までにミカンとかキウイフルーツ。これは給食に出されたことがあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

教　育　課　長　果実の給食の提供ということにお答えいたします。

現在、ミカンを松田小学校では11月から２月に随時提供している。松田中学校もミカンを年数回提供していると。実はキウイなんですけれども、キウイに

ついては、ちょっとアレルギーの関係で３校とも提供はしていないと。そのほかのフルーツについては町内の青果店から調達をしているという報告を受けております。

以上です。

６　番　古　　谷　キウイはアレルギーがあるということと知りました。それと、ミカンについては、町内はミカン農家が大分ありますので、最近、木が枯れて困っているなんて話も聞いておりますが、11月から２月まで提供されているということで、引き続き、お願いしたいというように思います。

それから、松田中学校の関係でちょっとお伺いしたいと思います。今、学校給食では町内の農産物は使っていないということでしたけれども、回答によれば、今後利用していきたい意向もございますということですので、調達が可能ならばできるということで、考えておいてよろしいでしょうか。

教　育　課　長　中学校のほうも町内産の野菜については使いたいというお話も聞いておりますので、調達先について、我々からまず働きかけていきたいと思っております。

以上です。

６　番　古　　谷　それから、今、中学校については、地産地消の会でも量が、またあるかどうか、あとそれ以外に出されることが可能な人がいるかどうかによっても対応のほうは可能かなというふうに考えます。

それからもう一つ、学校農園というのは、過去、寄小学校にもプールの上辺りで何かやっていたような記憶があるんですが、今、学校農園というのはあるのでしょうか。よその地域ですと、学校農園で栽培したものを給食に一部使っているというような話も聞いておりますけれども、このような取組をするという考え方はあるでしょうか。

教　育　課　長　学校農園があるかというお話でございますが、現在、学校農園というものはございません。一部、総合の時間で野菜を育てるというような取組は授業の中でしているというふうには聞いておりますが、現在、学校農園というものは運営していないというふうに報告を受けております。

以上です。

６　番　古　　谷　学校給食の食材に関しては、地場産物を積極的に利用することが重要であると考えていますけれども、神奈川県の何か取組で、神奈川学校給食地場産物利用促進運動事業というのが、何か展開されているみたいなんですが、この辺の松田町としての取組があれば教えていただきたいと思います。

教　育　課　長　それでは、神奈川の学校給食地場産物利用促進運動という御質問でございますが、こちらは、神奈川県が音頭を取って地場産物を利用しましょうというような運動の取組でございます。これは趣旨に賛同した市町村が地場産物の利用を、学校のほうに働きかけるというようなスキームになっております。市町村のほうは学校に周知、また、地場産物利用拡大の支援というようなものが役割として明記されております。

具体的な取組といたしましては、教育委員会のほうからこういった運動があります、活動がありますというのを周知させていただいて、年に数回なんですけれども、学校のほうからこのような形で地場産品を使いましたという報告を受けて、その報告書を県のほうに提供して、取組を松田町ではこういうふうにしてるよというような取組を報告をしていると、そういった流れになります。

こちらについては、継続的に、食育の観点からも今後も継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

６　番　古　　谷　それでは、地場産を学校給食に納めるということは、地域農業の活性化、また農業者にとっても学校給食で提供できる見込みもあれば遊休農地にならない取組にもつながると思います。地域の農業支援につながると思いますので、ぜひ続けて、もっと使えるように取り計らっていただければなというふうに思います。

あと、やっていく上で、松田町は大規模な農業者が少なく、作付面積の小さな農業者が占めているということは私も十分把握しておりますけれども、高齢化や後継者不足など課題が山積していますけれども、通年供給は困難だとしても、旬のものを提供できればいいかなというふうに考えてます。比較的、安定

的に収穫できる、先ほど取扱いもありましたタマネギ、いも類、ジャガイモ、サツマイモ、里芋など根菜類についてはそれぞれ保存も可能ですので、供給体制はできるかなというように思います。

それで、最後になるんですけれども、農産物をできるだけ活用することが重要であると考えますけれども、これをうまく軌道に乗せていくには、それなりの生産者もそうですし行政もそうですし、対応が必要かと思いますので、ここは観光経済課のほうで何かいい考えがあれば、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

参事兼観光経済課長　ただいまの御質問のとおり、大規模な農業が少なく、作付面積が小規模な農業者が占めているということは、観光経済課としても十分に把握をしております。

こうした課題がある中で、学校給食として通年供給が困難であること、また規格、量がという関係で安定的な確保が難しい状況があります。

先ほど、古谷議員さんから、地産地消の会から松田小学校のほうに給食を、食材を提供したという、私も現場で聞いておりまして、教育のときに現場で聞いておりまして、いついつこういった食材が地産地消分で確保できますよ、入りますよといった中で、学校の栄養士が地産地消の会と連携して給食に取り入れたという実績も聞いております。

こういった状況を改善していくために、農協や地産地消の会と連携を強化するというか、まず、お話をした中でどういった取組ができるかというのを投げかけをしていきたいと思っております。

例えば、先ほども質問にありましたとおり、保存が可能な野菜、タマネギ、イモ類などを限定して作ってもらうとか、また通年ではなく、期間の限定の旬な野菜として、春はキャベツ、秋はサツマイモ、冬は大根など供給可能な品目を集中して作ってもらうなど柔軟な方式があると思います。そういったことは農業委員会さんもそうなんですけれども、農協、地産地消の会、農業委員さんなどに、どうしたらもっと供給ができるかというのを投げかけというか問いかけていって、できるだけ地場産品が学校給食として可能かどうかというのを研

究してまいりたいと思います。

町　　長　多分、今の話では、いついつ、どうやってやるかはよく分からなかったんだろうなと思って聞いていましたけれども、栄養士さんに、もう私はちょっと１年間分とか３年分ぐらいの給食のリストアップを過去に見たことがあるんです。大体この季節というか、採れる旬のやつが決まっているので、ほとんど１年間の献立の分がもう３年間なら３年間ほぼ一緒。変わっても３日か４日、日付が違うぐらいでほぼ一緒なんですよ。だから、そこの中で、もうこの時期にはこれをこのぐらい使うというリスト化してもらって、何に幾ら、何に幾らというふうにやっておいてもらって、それに対して、例えば地産地消の会の皆さん方にお渡しして、これはうちで作れるよとか、これはもうちょっと多く使おうかとかという情報共有ができれば、もうすぐできるわけですね。ただ、そこに一点、保険を掛けなきゃいけないのは、どうしても農産物に対しては、いやいや、鳥獣被害があったりするのでほかのところから入れなきゃいけないとかね、そういったことをやれば、お互いで恐らく作れる作れないがあったりとか、供給の数が作れる、提供できるかどうかというのが一目瞭然で分かると思うので、もうその辺もデータ化すればいいかと思っていますので、やってもらいます。

以上です。

６　番　古　谷　ありがとうございました。期待したいと思います。

もう時間がありませんので、地域農業の振興、農地の維持、また、地域経済の循環をして、生産者の顔が見えるようになれば保護者の安心感にもつながると思います。ぜひ、これまで以上に町内の農畜産物を学校給食に提供できるよう、いただくことをお願いして、私の一般質問を終わりにします。大変ありがとうございました。

議　　長　受付番号第７号、古谷星工人君の一般質問を終わります。

受付番号第８号、武尾哲治君の一般質問を許します。登壇願います。

２　番　武　尾　それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問にさせていただきます。

受付番号第８号、質問議員、第２番　武尾哲治。

件名、西平畑公園の指定管理運営と観光振興について。

要旨、西平畑公園は、本町を代表する観光拠点として、河津桜まつりを中心に多くの来訪者を集めている。現在、指定管理者制度により運営されているが、観光振興、地域経済活性化及び施設価値向上の観点から、更なる改善が求められる。そこで、以下について伺う。

（１）西平畑公園の現状認識について。

（２）指定管理者制度の成果検証について。

（３）今後の観光戦略について。

よろしくお願いします。

町　　長　それでは、武尾議員の御質問に順次お答えする前に、今日は御配慮いただきましてありがとうございます。御存じかと思いますけれども、避難所には寄地区は１名、松田地区で４名の方が避難をされたということでございました。本当に何もなくてよかったです。本当に御配慮いただきましてありがとうございます。

それでは御質問にお答えいたします。

まず、現在の指定管理者には、令和５年７月から管理を行っていただいており、本年７月にて丸３年が経過することとなります。

管理の範囲は、松田山ハーブガーデン、ハーブ館、西平畑公園内の駐車場、ふるさと鉄道、及び河津桜植栽・散策エリアとなっております。

それでは、令和８年３月末までの運営状況の御説明をさせていただきます。

令和５年度につきましては、指定管理者である法人の決算月が６月末日でありましたので、令和５年７月１日から令和６年６月30日までの１年間の運営費の収支は、マイナス約610万円でございました。

令和６年度は、指定管理者の法人の決算月を３月31日に改めましたので、この期につきましては、令和６年７月１日から令和７年３月31日までの９か月間の運営費の収支になります。結果的にはプラス930万円でございました。

令和７年度につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの１年間の運営費の収支となり、プラス約560万円との報告をいただいておりま

す。

このように、令和６年度から収支にプラスが生じたように見えますが、令和６年度と５年度は同様に４月から６月の３か月間を入れた１年分とするとプラス・マイナスゼロに近く、また本事業の実質的な経営を行っている３人の役員については、この３年間、無報酬であるというふうにも伺っております。

そのほか、借入金として、長期と短期と合わせて約630万円あるようでございますので、公園等の運営管理を行っていくには、依然として民間企業の並々ならない企業努力に頼らざるを得ない状況となっております。

毎年度の事業収支を分析いたしますと、「まつだ桜まつり」期間以外の毎月がマイナス収支となっていますし、キャッシュフローを申し上げますと、毎年４月以降の月間収支がマイナスになることから、年度の途中にキャッシュ不足となり、銀行からの借入れについて事業資金をつなぎ、年度終盤の桜まつりの収支にて、年間の支出が決まるといった「桜まつり」頼みの事業運営と管理となっている状況でもあるため、町としても事業者に対する支援策などを検討しているところでもございます。

次に、２つ目の御質問にお答えいたします。まず、西平畑公園の指定管理者制度の導入は、公園施設を一体的に管理・運営していただくことにより、持続的かつ効果的・効率的な利活用を行い、民間企業ならではの知恵と工夫により、利用者へのサービスレベルの向上を図ることを目的としております。

現在、指定管理者になってからの具体的な成果ですが、柔軟な企画や情報発信が進んだ結果として、幾つかをお伝えいたしますと、１点目は「民間ならではのスピードかつ機動的な運営が図られること。」であります。例えば、「ドッグラン整備」や「トレーラーハウスの活用」、また売店レストランでは、「あしがらジビエ工房で処理されたシカ肉やイノシシ肉を使ったグルメ」を提供するなど、民間事業の発想を活かした取組が行われております。

２つ目は、「観光拠点としての魅力向上が図られていること。」でございます。

新たに「ドッグラン事業」や「夜景・景観を活用した事業」、またハーブガ

ーデン内の一部のエリアを「ふれあい動物広場」として、トカラヤギを放牧して、子供たちが小動物に触れ合う情操教育の場を提供する予定をしているなど、多角的な観光資源化が進みつつあります。

３点目は、「行政負担の軽減が大きく図られていること。」でもございます。

現在、指定管理者では、「指定管理委託料は無し」とした条件にて募集を行い、入園料や駐車場利用料、及び自主事業収入による運営にて実施を行っていただいております。これは「金銭の直接授受」や「直営の管理運営時から職員の負担や人件費等の軽減」による町の「財政負担の軽減」が図られております。

このような成果がある中、指定管理者では、常日頃から運営状況や来場客数、収益等を検証し、成果が可視化され、常に検証され本事業に活かされております。

次に、３つ目の御質問にお答えいたします。

現在、町では令和５年度から「松田山活性化協議会」を設置し、松田山の優れた自然環境や眺望を活かすとともに、農地や森林の保全を図り、調和のとれた活性化方策を協議するため、町民や関係者、耕作者ほかと将来像などを協議していただいております。

令和７年度は、協議会からいただきました提言をもとに、遊歩道に観光客及び登山者用の公衆トイレを新規に設置いたしました。本年度は、観光庁の補助事業の交付が決定いたしましたら西平畑公園からコキアの里まで「松田山みどりの風自然遊歩道」の一部について、補修工事の実施を行い、周遊性を高めていくことを予定しているなど、持続可能な地域活性化に向けた取組を進めているところでもございます。

また、西平畑公園につきましては、年間を通した安定的な運営体制の確保や施設の老朽化への対応など、課題を一つずつ解決するため、令和８年度は、西平畑公園を含む地域全体の観光資源を国内外に発信できるよう広報戦略にも力を入れるとともに、老朽化が進む観光施設の今後の活用・再配置を含め、観光

まちづくり計画にて、投資効果を含めた資金計画と併せて策定する予定でございます。

こうした今後の観光戦略による取組を通じて、町内各事業者と指定管理者にも協力を得ながら、西平畑公園を中心とした松田山全体の地域振興や観光振興を引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

２　番　武　　尾　御回答ありがとうございました。

それでは、再質問に移らせていただきます。

まずは、この要旨の個別具体の質問の前に、お聞きしたい点を３点伺います。

まず１つ目、まずは、この指定管理業者の件ですけれども、現在は０円で管理をしておりますが、おおよそ過去10年程度の、この指定管理者の収支の差額がどのように推移してきたかをお聞かせください。

参事兼観光経済課長　町で直営で管理していた前の平成25年度から28年度の５年間における状況について説明いたします。

各年度指定管理委託料として600万円の支出をしておりました。その中での指定管理者の収支差額でございますが、平成25年度がマイナス918万円、平成26年度がマイナス1,052万円、平成27年度がマイナス437万円、平成28年度がマイナス682万円、平成29年度がマイナス1,278万円でございました。

５年間の累計でマイナス4,367万円で、収支差額の年平均はマイナス873万円でございました。

今、御質問は10年間ということでありましたので、その前は平成20年から24年度も指定管理者、別の会社で指定管理者として公園を管理していただいておりました。その平成20年度から平成24年度の収支差額の平均はマイナス約600万円の平均でございました。

以上です。

２　番　武　　尾　ありがとうございました。

それでは、一つ確認なんですけれども、この指定管理料の料金の中には、水

道光熱費とか、修繕であったりとかそういう維持管理のお金も含まれているかどうかをお聞きします。

参事兼観光経済課長　含まれております。

２　番　武　　尾　ちなみにこの１か月、大体どのくらいで推移しているかお聞きします。

参事兼観光経済課長　直近の今の指定管理者のものの数字で答えますと、水道光熱費は１か月約30万2,000円でございました、平均で。修繕料につきましては、町との取決めがあったんですが指定管理者としては１万8,000円でございました。

以上です。

２　番　武　　尾　ありがとうございます。

最後の３点目なんですけれども、この新たな事業としてドッグラン事業とかプールをやられてたり、きらきらなどこういった事業費も、もちろん指定管理者の負担でやっておると思うんですけれども、特にドッグランなどなんですが、どのくらいの費用をかけてやっているか、もし分かりましたら教えてください。

参事兼観光経済課長　ドッグラン事業につきましては、その事業を導入する前にフェンス、芝生の購入をいたしました。約70万円でございました。

２　番　武　　尾　ありがとうございました。

先ほど、令和８年度は入園者数が約８万人ということでしたが、私もこの入園料業務に以前携わったことがございまして、この中で入園料の免除とか、あと子供さんの金額が安かったりということで考えますと、多く見積もっても８万人の中の500円の入園料で５万人分ぐらいがいいところではないかなと想像しております。2,500万円ぐらいの収入が、多分、桜まつりであったと。これに、この１か月間の人件費とか必要経費は約1,200万円ぐらい。そうですね、徴収をするための人件費であるとか、あとは駐車場の交通誘導員の金額とかで、相当金額を食われているという状況が想像できます。これを差し引きますと、桜まつりと1,300万円、1,200万円から1,300万円、これを先ほど来のお話で、12か月で１か月100万円程度を割り振ってやっていられるんだなというのが想像できるんです。

このお話を聞くと、やはり先ほどの役員の３名の方が無報酬でやっていられるということも納得できるなということでお聞きしておりました。

それでは、これから、この要旨に沿って質問をさせていただきます。

まずは、最初の要旨の現状の確認についてなんですけれども、指定管理者制度の導入により民間ならではの発想や機動力を生かした運営が行われていること、また、観光資源として魅力向上や、行政負担の軽減に一定の成果があったことは理解しました。一方で、御回答の中で桜まつり期間以外は厳しい収支状況が続いていることや、借入金約650万円と630万円を抱えながら運営しているという状況についても説明がありました。指定管理者は大変な努力をされていると評価しますが、今後も安定した運営を継続していただくためには、事業者だけの努力に頼るのではなく、町としても支援や連携も重要であると考えます。

そこで再質問いたします。現在、町として検討している支援策とは具体的にどのような内容がありますでしょうか、お聞きします。

参事兼観光経済課長　ただいまの説明のとおり、指定管理者におかれましては、桜まつり期間中の収入が年間の収益の大きな割合を占めていることから、年度途中において資金繰りに苦慮する状況が続いているものと町としても認識しております。

そこで、指定管理者の資金需要や事業運営の実態を踏まえ、キャッシュフローの平準化に資する方策について、指定管理者から町の支援策として現金の貸付けができないかといった要望がなされておるところでございます。

このため、具体的な支援策の案といたしましては、年度途中での赤字の補塡ではなく、町として過去に行っていたように、交通整理員の費用や、きらきらフェスタの事業費について、先に町が支出することでキャッシュ不足を補い、桜まつり終了後に回収することでキャッシュ不足による運営負担を減らすなど、こういったことができるかどうか、こういった支援策ができるかどうか検討をしております。

また、指定管理者から入園料の改定、増額の要望もございました。

このため、現在、町では入園料の増額が必要な根拠、これについて、この資

料の提出について指定管理者に依頼をしておりますので、町の役割につきましては、運営資金面の支援として、今後、指定管理者から提出予定の入園料の増額が必要な根拠の資料を見極めた中で、入園料の改定について協議をしていきたいと考えております。

そうした中で一つの案として、イベント時の入園料を増額する、イベント時の入園料を増額することなど行政ができることとして協議を行ってまいります。

いずれにしても、年間を通して運営ができるように進めてまいりたいと考えております。

２　番　武　　尾　ありがとうございます。

キャッシュフローの平準化の方策の要望とか、あと入園料の改定の要望などが挙がっているということで、本町としては、リスク管理を徹底しながら、この現在の指定管理料０円の継続を目指していっていただきたいと思っております。

それでは、付随した質問、次に移ります。

西平畑公園の年間を通じて多くの人が訪れる観光拠点としていくために、桜まつり以外の時期の集客向上や収益確保について、町としてはどのような役割を担っていこうと考えているかお聞きします。

参事兼観光経済課長　現在、指定管理者では、桜まつり以外の時期での集客向上と収益の確保について、河津桜が終わった後、花のリレーができるようにハーブガーデン内に八重桜の植栽を行ったり、通年の集客を見込むドッグランの開設、また、夏休み期間のプールイベント実施など自主事業を行っていただいております。

町といたしましては、西平畑公園は、やはり重要な観光施設の拠点でございまして、その適切な維持管理と魅力向上は重要な課題でございます。

そのため、指定管理者が安定的継続的に運営できる環境を整えることが必要であると考えております。

町の役割といたしましては、先ほどの答弁にもございましたが、令和８年度に老朽化が進む観光施設の今後の活用・再配置を含めた観光まちづくり計画に

ついて投資効果を含めた資金計画と併せて作成する予定でございますので、これまで以上に指定管理者との十分な協議を重ねながら、公園の維持可能な施設運営の実現を図り、また桜まつりに依存し過ぎない安定的な収益構造の構築に取り組むことで、公園のさらなる魅力向上と地域活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

２　番　武　　尾　ありがとうございます。

指定管理業者と十分に話合いの場を持って続けていっていきたいと思っております。

それでは、２つ目の要旨の成果検証について御質問します。指定管理者による情報発信や、企画力向上などの成果についての御説明が先ほどありました。

そこで伺います。指定管理導入前と比較して、来園者数、利用者満足度、収益などについて具体的にどのような成果が数値として表れているかお聞かせください。

参事兼観光経済課長　先ほども御説明をいたしましたとおり、平成25年度から平成29年度までは指定管理者に管理を委託しておりました。その後、平成30年度から令和５年度の６月までは直営の管理をしていると聞きました。

まず御質問の来園者についてでございますが、桜まつりで比較しますと、町が直営していた平成30年が14万人と最高の人数であったのに対しまして、現在の指定管理者では、直近の令和８年が８万人であり、比較して約６万人の減少はしているような状況です。

一方、収益ではございませんが、工事費を除きまして、町の収支の差額では、直営していたときが令和元年度で最大マイナス約1,150万円の赤字でございました。この数字は、町の職員の人件費を含んでいない数字でございますので、実際はこれよりもっと赤字で、町にとって財政負担が大変大きなものでございました。

現在の指定管理者に管理をお願いした令和６年度の収支額ではマイナス約220万円となっております。このマイナス収支額約220万円につきましては、現

在は、現在の指定管理者制度として町への収入はなくなりましたが、支出では、指定管理者との契約書の中で、借地料と建物等の保険料については町が支払うことになっております。その借地料と保険料が主な支出額となっておりまして、町の支出が大幅に抑えられたという成果が出ております。

御質問の利用者満足度につきましては、現在の指定管理者では実施しておりません。しかしながら、指定管理者は日常の施設運営や来園者対応を通じて、利用者の皆様から直接御意見や御要望を伺い、その把握に努めています。来園者の意見を参考に、前回の桜まつりでありました夜桜の開催日を増やすことや、日々の管理の中でお客様の御意見を十分に伺っております。

なお、桜まつりの年齢別来園者の内訳や来場者別、天候と日ごとの来場者数などのデータを活かしまして、今後の桜まつりや他のイベントにおいてよりよい運営、イベント実施に向けて、データを活用しております。

以上です。

２　番　武　　尾　ありがとうございます。

先ほどの入園者数のところは、私が思うに、10何万人というときは、多分はっきりカウントはしていない。大体このぐらい、何万人来たよみたいなところで、最近しっかり数が出ているのは、入園料を取ったことによって数がはっきり出ているんだなと。それでも減っていることは間違いないので。

特に今の答弁で気になったのは、この早咲きの桜も三浦など、ほかのところでもだいぶ知名度を上げてきているところがあります。ぜひ、お客様の満足度の調査検証もしていただいて、今後に生かしていただきたいというふうに考えております。

それでは、３つ目の要旨、最後の観光戦略についてお伺いします。

西平畑公園は松田町を代表する観光施設であり、今後の観光振興の中心的役割を担う施設でもあります。令和８年度に策定予定の観光まちづくり計画の中で、西平畑公園を、今後５年、10年先にどのような施設として位置づけていくおつもりなのか、町のお考えをお聞きします。

参事兼観光経済課長　先ほどの町長答弁書のとおり、西平畑公園を松田町の観光の拠点として位置

づけ、周辺の松田山も整備していくため、令和５年度から松田山活性化協議会を設置しております。

活性化協議会では、松田山の優れた自然環境や眺望を生かすとともに、農地や森林の保全を図り、調和のとれた活性化方策を協議するため、町民や関係者、耕作者ほかと松田山周辺のエリアを大きな要素といたしまして、地域の観光資源はあるものの、他の観光資源と一体的に周遊性、通年性を持たせた観光誘客ができるかどうかというようなことで、そういった課題を話し合っている場でございます。

先ほども御説明させていただきましたが、令和８年度には、観光庁の補助事業である地域資源を活用した松田山活性化計画策定事業を申請しております。この補助事業の交付決定を受けた際には、老朽化が進む観光施設の今後の活用、再配置を含めた観光まちづくり計画について、投資効果を含めた資金計画と併せて作成する予定でございます。令和９年度以降は、５年、10年というよりも、さらに先を見越して、計画に基づく地域連携の体制の推進、または既存資源のブラッシュアップ及び施設の再整備をしていきたいと考えております。

２　番　武　　尾　ありがとうございました。

それでは、最後に町長にお尋ねしたいんですけれども、指定管理者は限られたこの条件の中で努力されていることは理解をいたします。しかし現状では、桜まつりへの依存度が高く、経営の安定化が課題であることはもう明らかになりました。指定管理者へのさらなる努力に頼るだけでなく、町としてどのような支援や連携を行い、西平畑公園の通年型観光地化を進めていくつもりなのかをお聞きして最後の質問をします。

町　　長　御質問ありがとうございます。

ちょっと手厳しい回答になっちゃうんですけれども、やはり約束は約束なので、やはり指定管理者であっても指定管理料はとにかくゼロで、自分たちの工夫をしてやっていくという約束で契約したところだけは我々も簡単には曲げられないというところはあります。それはある意味、愛情みたいなところもありますけれども、それで、やはりしっかりとできる会社とできない会社がやはり

分かれているんじゃないかなと思うんです。私は、このＴＵＤＯＩさんというのはできる会社なんだろうなと思ってちょっと期待をしています。ただし、あまりそういうことにしてしまうと、その先もまた継続していただきたいというのもありますけれども、ただ、やはり今の現状でいうと、向こうの都合のいいようなことだけで何か支援をするというのは、順番からすると後かなと。ただ、行政ができること、先ほどちょっと話をしたように、キャッシュフローの平準化でそれがというようなことと、今からその計画を立てていくに当たって、やはり子供たちが、やはり、なかなか自分たちで中に登れないとか上がっていかない。また、行きたいというふうな場所になっているのかなというと、うーん、というところもあります。そこは指定管理者さんの考え方の中で、これからドッグランとか動物をテーマにした場所にして、それなりに、やはり客単価の高いお客さんたちをあの場所にオールシーズンでも呼んでいきたいという夢といいましょうか、考え方があるので、それに対しては非常に私も賛同しているところでもございますので、その事業に対して国の補助金を一緒に取りに行くだとかというふうなことにしながら、指定管理者さんの負担をとにかく減らしつつ、今後も、その結果、町の町民の負担が減るということにつながっていきますので、そういったルールに基づいた支援はしっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、引き続き、その辺で、例えば条例の改正だとかということのところで話は煮詰まってきたときには、また皆さん方に御相談をさせていただく機会が来た場合には、御承認いただけると非常にありがたいかなと思います。

以上です。

２　番　武　　尾　ありがとうございました。

以上で終了いたします。ありがとうございます。

議　　長　以上で受付番号第８号、武尾哲治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。2時25分から再開いたします。　（14時10分）

議　　長　休憩を解いて再開いたします。　（14時25分）

なお、朝日新聞様より写真撮影、パソコンの申出があり許可をいたしており

ますので、御承知おき願います。

引き続き一般質問を行います。

受付番号第９号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

８　番　田　　代　それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第９号、質問議員、第８番　田代実。

件名、ボトルドウォーターの生産施設整備事業、及び水道料金の改定について。

（１）寄地区に整備予定の「ボトルドウォーター生産施設整備事業」の設備利用者との契約は、利用事業者負担金の未納や賃貸借期限内の撤退リスクを最小限とするため、どのような方針で契約されるのか。

（２）２月に実施した松田町上水道事業と寄簡易水道事業の料金改定のパブコメは、50％の値上げでしたが、４月の臨時会では35％に圧縮されて提案されました。

水道事業の健全経営を堅持するため、残りの15％の値上げは何年度に予定されているのか。また、この水道料金の改定は32年ぶりとのことですが、なぜこれまで小幅の改定により町民負担の軽減について緩和できなかったのか。

以上２点について、町長のお考えを伺います。よろしくお願いします。

町　　長　それでは、田代議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、１つ目の御質問にお答えいたします。

寄地区に整備を予定しておりますボトルドウォーター生産施設整備事業は、寄地区の豊富で良質な水資源を活用し、新たな地場産品の創出や、水をキーワードとした新たな産業、雇用の創出につなげていく、町として大変重要な取組でございます。

本事業は町の地域未来交付金を活用し、官民連携事業として実施するものであり、施設の設計、建設、維持管理、運営について、民間事業者の技術力、販売力、経営ノウハウを活用していくことを想定しております。

このため、官民双方の合意のもと、契約を締結するにあたっては、一方的で

はなく、双方の利害について、あらかじめ十分に想定し、備えていくことは、非常に重要なことであると認識しております。

町といたしましては、事業者の募集に対し、応募があった場合、事業者の選定段階において、過去の類似事業の実績、財務状況、事業収支計画、販売戦略、運営体制などについて、候補者選定委員会にて、事業の管理・運営を20年という長期にわたり安定的で継続できる事業者であるかの可否について審査することとしております。

また、他の事業とも同様となりますが、利用事業者負担金の未納対策につながるよう、運営開始後は、製造実績、販売状況、収支状況、施設の維持管理状況、水質・品質管理の状況等について、定期的な報告を求め、経営状況の悪化や未納、撤退につながる兆候を早期に把握し、必要に応じて協議、改善指導、改善計画の提出を求めるなど、リスクを最小限に抑えるよう体制を整えてまいります。

次に、撤退リスクへの対応につきましては、事業期間中における事業経営義務を協定や許可条件等に明記し、事業者の一方的な都合による安易な撤退を防ぐことを基本と考えております。

やむを得ず撤退を申し入れる場合には、一定期間前の書面による事前通知、町との協議、引継計画の提出を義務付けるとともに、施設や設備の原状回復、町に損害が生じた場合の損害賠償などについて、あらかじめ明確に定め、事業終了後や撤退時に施設が直ちに遊休化することのないよう、維持管理記録、設備の保守情報、運営マニュアル、必要なデータ等の引継ぎについても規定し、町が次の対応を速やかに行えるよう備えてまいります。

なお、本施設は町が整備する公的な施設でありますので、行政財産として位置付けた上で、行政財産の使用許可を出し、使用していただくことを現時点では想定しております。

町といたしましては、本事業は、単なる施設整備ではなく、寄地区に住む町民や企業の皆様方が負担する水道料金の値上げを最大限抑える必要不可欠な事業であると捉えているため、もしもの場合には、町が直営でもやり抜く覚悟を

持ちつつ、持続可能な事業として、かつ、リスクを最小限にできるよう、契約、制度、運営上の備えを行うことで、町と事業者ともに相互尊重のもと、持続可能な官民連携事業となるよう取り組んでまいります。

次に、２点目の御質問にお答えいたします。

まず、今回の水道料金改定に伴う経費について申し上げます。水道事業は、給水人口の減少や節水機器の普及などの様々な影響から、近年は水道事業収入等が減少したため、経営が悪化しており、また寄簡易水道事業は、以前より事業収入で事業費用が賄えない厳しい経営状況が続き、令和６年度は上水道事業においても単年度収支において赤字に転じております。

水道事業に要する経費は、水道利用料金によって賄うことが「地方公営企業法の原則」であり、独立採算制を基本とした経営が求められていることから、町の水道事業の状況を改善することを目的として、令和４年度から５年度にかけて開催された「松田町水道事業運営審議会」及び令和７年度にも同様に審議会にて審議を重ねていただきました。

その結果、試算上では松田エリアを担う上水道事業では35%、湯の沢地区を除く寄エリアを担う寄簡易水道事業では、145%の改定が必要であると想定されましたが、上水道事業と寄簡易水道事業の家事用は、同水準を維持していくことが望ましいという意見もあることから、上水道事業と寄簡易水道事業の会計統合を見据えた議論の中で整理が行われ、両水道会計の水道利用料金について、共に50%の改定率が妥当な試算であるとの方向性を示されたため、本年２月に「上水道事業及び寄簡易水道事業に係る水道料金改定（素案）」としてパブリックコメントを実施し、町民の皆様方の御意見を広く伺ったところでもございます。

このパブリックコメントでの御意見を含めた内容について、松田町水道事業運営審議会にて審議がなされた結果、本年３月27日に審議会から「共に50%の改定率が妥当である」との答申をいただきました。

その後、町は、答申どおり50%の改定を議会へ提出するのが非常に安易で簡単なことでもございますが、答申内に示された「他の収入確保についてさらな

る検討を進めること」という付帯意見を重く受け止め、令和８年第１回定例会において、新年度予算として議会にお認めをいただきました、町の新たな施策であります「ボトルドウォーター事業」がその後の４月７日に国から補助金の採択を受けたことから、この事業により、町民の皆様方の負担を増大させることなく、町独自のボトルドウォーター事業による寄簡易水道事業の水道水需要の拡大による増収を見込むことといたしました。

また、パブリックコメントでの町民皆様方の御意見や、昨今の厳しい物価高騰による住民生活への影響を考慮し、改定率を上水道事業の基準である「35%」へと極限まで引き下げ、町内同一の改定率とすることを議会へ提案したところでございます。

なお、本町の水道料金につきましては、社会情勢や経営環境の変化に柔軟に対応するため、国が定める水道法に基づき「料金の試算は算定時から概ね３年後から５年後までの期間について算定されたもの」とされておりますので、今回35%への圧縮は、現時点で「残り15%を将来何年度に上げるのか」という性質のものではなく、まずこの35%の改定を行い、新事業の収益によって経営改善を図りつつ、国の指針に基づき、５年後の見直しの中で、改めて経営状況や財政推計を精査し、必要な判断を行っていくものと考えております。よって、今後、急激な水需要の拡大等がない場合には、５年後には、その時々にあった利用料金の見直しが行われるものと想定しております。

次の御質問にお答えいたします。

本町の上水道事業は、令和６年４月の改定以来、消費税率の改定に伴うものを除き、32年間にわたり料金の据置きを維持してまいりました。この間、５回にわたる拡張工事の実施や石綿管から鋳鉄管への布設替え、給水人口の変動に応じた施設整備など、必要なインフラ投資を進めつつも、事務の効率化や経費の徹底的な削減といった経営努力を重ねることで、極力町民の皆様方への負担増を避け、低廉な料金水準を維持することを最優先としてまいりました。また、条件不利地域である寄簡易水道事業におきましても、集落単位での維持管理が困難となった水道事業を町営化へと移行させながら、何とか、その料金体

系を維持してまいりました。

これまで段階的な改定が難しかった背景には、水道事業として、経営努力により耐え忍んできたこと及び、上水道と寄簡易水道という規模も採算性も異なる２つの事業を並行して維持していたため、一期的な見直しの調整が困難であったこと、また、コロナ禍による影響などを鑑み、改定を行うタイミングが難しかったことなどが主な理由でございます。

今後は、令和６年度から全面施行されました公営企業会計のもと、資産やコストの可視化を徹底し、上水道事業と寄簡易水道事業の会計統合の検討を進めるとともに、さらなる経営の改善に努め、町民の皆様方の大切なライフラインを将来世代へ確実に引き継ぐため、国の指針に基づく、５年に一度の利用料金の見直しを行い、適切な事業運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

８　番　田　　代　　町長、どうも丁寧な回答ありがとうございました。

ボトルドウォーター生産施設整備事業、これについては、寄簡易水道の水道料の値上げを最大限に抑える必要不可欠な事業であると捉えております。もしもの場合は、町が直営でやり抜く覚悟を持って取り組むとのこと、それなりに敬意は表します。

メリットは重々理解しております。町の積極的な姿勢もすばらしい考えであると理解しております。しかしながら、６億円近く投資する利益を上げる事業にはリスクも当然ありますので、３月定例会で、一般会計予算審査特別委員会報告では設備利用事業等の契約はリスク管理を最大限に考慮したものとされたいとの申入れをいたしました。

このようなリスクから、リスクを最小限にするための契約方針、それと、設備の生産能力と売上げ、町財源の投入と返済計画、これらについて順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

３月９日に全員協議会でいただいたボトルドウォーター生産施設整備事業、この資料を基に再質問させていただきます。

総事業費は約６億円弱です。それに対して国庫を２億8,375万円、県補助金437万5,000円、国、県の支援をいただきまして、町の財源については合計で２億7,937万5,000円になると思います。町債、基金、一般財源と。要は、私の考えは国、県からいただいたのは、もう本来だったらそこまで入れて計算しなければいけないんですけれども、町が投資した額、それについてしっかり回収して、安全な経営ができるかという角度で質問をさせていただきたいと思います。

これは、説明では生産能力は一日８時間労働で2,000本、これを250日400万本、約16.7万ケースを通常水で生産すると。あと炭酸水については半分の1,000本、それで8.3万ケースを生産して売上げを上げていくと。

水道料金については、ペットボトル、これは１本当たりだと思うんですけれども2.5円入るよということで、年間1,500万円は町に、町というか寄の、これはあれですよね、簡易水道会計に入るという計算になっております。寄の水道事業の財源が少しは楽にはなるのではないかという計算だと思います。

それと、あと一方、施設利用の事業者負担金、要するに建物を造ってそこで水をペットボトルに入れて作るわけなんですけれども、そこの家賃というふうなものだと思うんですけれども、1,463万9,000円、これが１年間です。両方で3,000万円弱入ってくると。これで20年で運営していくんだというふうに理解しております。

まずこれについて、この数字の根拠、これについては担当課長にお尋ねします。全協でさらっと説明はあったんですけれども、この内容については、どういう積算、またはいろんな事業者がやっていると思うんですけれども、どういった形でこの数字を挙げられたか、これについて明確な説明をお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

政策推進課長　御質問にお答えいたします。

まず、一般的なお話としまして、ふるさと納税につきまして１億円のふるさと納税の収入があれば町に残る収入としましては、経費率なんか換算しまして、そのおよそ半分ということで5,000万円となります。また３月９日のこの

資料を基に説明させていただきますと、生産能力として想定しておりますのが、一日２ラインの生産、先ほどおっしゃったとおり、通常水と炭酸水とで２ラインの生産、また８時間稼働で年間250日稼働した場合ということです。通常水いわゆる普通の水ですが、こちらが年間で400万本です。炭酸水が年間で200万本の生産が可能となる見込みで、そのため500ミリリットルのペットボトルを、例えば１本50円で販売したとすれば通常水が400万本掛ける50円で２億円。また、炭酸水のほうが200万本掛ける50円で１億円、合わせて３億円の販売金額となることを想定しております。

このふるさと納税については、１億円の収入を得るためには１億円のうち３割が商品の価格となりますので3,000万円分の商品販売が必要となります。ペットボトル１本当たり50円とした場合、60万本の販売が必要となりますが、例えば返礼品として１箱24本入りの商品を準備した場合、２万5,000箱分の御寄附をいただく想定となります。

なお、参考となりますが近隣自治体の例で申し上げますと、静岡県小山町のほうでは、ミネラルウオーターで令和７年度で２億円超の寄附をいただいているというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

８　番　田　　代　　担当課長の説明ありがとうございました。

今の説明だと、500CCのペットボトルは１本50円ぐらいということで、私も念のためにうちにあったのを持ってきたんですよ。丹沢の恵み、寄の天然水ではなくて富士山麓の天然水になっています。これが500ミリリットル。それで、うちのかみさんに、これは幾らだったと聞いたら、箱で買ってもう時間がたったから分からないよと。我が家では１年間、防火用水、非常時のときになったとき、水道が出なくなったときに、１年倉庫に置いているんです。終わったときに飲むという、そんな形で水は１年ごとに更新しています。

これが、ネットで調べたらこれは御殿場です、小山ではなくて、静岡県御殿場市です。で採取したもので硬水になっていますね。24本の箱詰めで1,210円で50円です。ですから、松田の今の課長の話と同じような感覚なのかなと。

それで、私は一番心配しているのが、確かにリスク管理、ここで今一般質問の１つ目の回答の中で、業者を選考する内容。実際に事業者の選定については財務状況だ、事業収支計画、販売戦略、運営体制、こういったもので安定的にできる事業者であるか審査委員会で選定していくよと。これについては問題ないと思います。

その次に、一番聞きたかったのが２つ目の回答で、利用事業者負担金の未納、要は、何を話をしたいかというと、富士山麓の水にしても、いろいろな水の販売、これについてはもう10年以上前から大手の企業がやっていて、もう先駆者ですよね。先にやってある程度もう稼いでいる。正直に言って、松田の寄というのは珍しい名字をという感じで希少価値のある名前かもしれないけれども、全国的にはその割に通っていない。それで後発部隊がこの水事業に参入するわけですよ。そうすると、やはりリスクは、うまくいけばもう本当にこの計算どおり行けばいいわけですよ。小山町の例はこれだけあるけれども、松田町で今ふるさと納税で一生懸命努力して１億円少々、これを確立するのに相当の年月がかかっていると思います。それから、いきなり伸びてはいないです。皆さんの努力のおかげで少しずつ伸びている。それをいきなり今回１億円で5,000万円入る。この辺はちょっと、少し大き過ぎるんじゃないかな。でもこれは一般会計に入るふるさと納税のほうですから、私はそれは除外します。何を話したいかというと、しっかり事業者がこの売上げを上げて、それで寄の簡水に対する使用料を1,500万円毎年払ってくれるか。これはすごい大きなポイントだと思います。それと20年間、年間家賃が1,440万円ですけれども払っていただいて、20年間全うしていただけるか。これがそのとおりやっていただければ、本当に町の考えるとおり、すばらしい事業になると思います。

ただしです、まずお尋ねしたいのが、ここの回答の中で負担金の未納対策、これについては、製造実績だとか販売状況、収支状況、施設の維持管理状況、水質管理の状況、こういったものを随時報告させると、そういうふうに言っているけれども、それが未納には直接結びつかないと思います。私の言いたいのは、未納になった場合に、町はどうという対策をとれるか。ちょっとこれは、

例は違うと思うんですけれども、町が公共事業でいろいろな工事を発注しています。昔は落札業者と契約する際に、その取った業者が倒産するリスクがありますから、工事完成保証人というのをつけて、それでその落札後、施工業者と連名で契約したんですよ。その後、そのやり方が古いということで近年、公共工事の補償事業会社、関東地区は東日本建設業保証株式会社が、これの、もし、大きい工事が何かあった場合は保証するよと、これをつけて契約しているんですよ。これはちょっと例えが違うかもしれませんけれども、今回の事業もこういったことで、何かこういう信用保証制度に乗っかって、ある程度の少ない負担金を払って保証制度のお金を払って、この事業がちょっと危なくなったときに助けていただく制度、そういったものがないか、あるかどうか、それについて、課長にお伺いいたします。

政策推進課長　ありがとうございます。前回３月のときに、確かに田代議員からその辺はよく調べるようにというお話をいただいた中で、我々としてもいろいろ調べさせていただきました。

確かに工事のほうでは、今おっしゃったような制度がございまして、ほかでもないのか、今回のような案件でもないのかと調べたところ、一応法令上可能な担保措置としましては一般的な例になるんですが、保証金また履行保証、機関保証とかこういったことがございます。ですので、こういったことを法令上可能な担保措置として、町としては検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

８番田　代　もう一度、履行保証、期間保証、あと、どういった保証ですか。保証金。

これが、先ほど私が例にとってお話をしたのは公共事業の工事契約、これに対して何かトラブルがあった場合は保証金を積めば大丈夫だよと。今、課長がお答えになったのは、今のこのボトルドウォーター生産施設整備事業、これについて、例えば撤退してしまったりだとか、あとはお金が払えない。そういうふうなときに、これを使えばある程度保証していただけると、そういうふうに理解してよろしいかどうか、お願いいたします。

政策推進課長　御質問にお答えします。

そういった制度になっているというふうには調べております。ただ、こちらは例えばその額を保証する、保証を受けるための額とかが結構な額に、やはり20年間だとなってしまうという例が通常見受けられました。ですので、こういったことを考えながら、例えばこれは一方的に先ほどの答弁でもあったように、契約というのは双方の合意のもとということなので、一方的な話とならないように、例えば今回プロポーザルで提案をいただく予定としておりますので、こういったプロポーザルの中の事業者からの提案をいただく形、そして、それに対して加点対象とするとか、そういったような方法も併せて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

８番　田　　代　分かりやすい説明ありがとうございます。

あと一方で、もう一つ大きく、今は信用保証ですよね。一つには、これは借家の例でいいのかな、アパートを借りる、一軒家を借りる、そういった場合に不動産業者が間に入って、保証金何か月、礼金何か月と一般的によく聞きますよね。そうすると、例えばアパートを出るときに非常に使い方が汚かったと。そうすると保証金の何か月以内でリフォームして新しい人に貸すというふうな形があると思います。それにちょっと今回少し似ているのかなという形の中で、そういった保証金を逆に保証協会の保証という、掛けるという保証もあるんだけれども、一方で、そういった保証金を契約の中に入れて契約すると、何か月くださいよと、そういったこととか、あとは20年満了前に出てしまった場合に、やはりこちらもそれなりに投資して設備をしたお金をかけているわけですよ。そうすると、それより先に出て後は知らないよということであれば、こちらの損害が出るわけです。そういった場合の損害賠償、こういったものを契約の際に明記できないかと。あんまり、うるさいことを言うと来ないよというふうな話も先ほど課長からありましたけれども、ただ、それで来て、うるさいことを言わないで来て、途中で事故があったら町が全部責任を負うわけなんですよ。それであれば、契約の際に、しっかりと賠償とか保証金、また先ほどの

保証制度、そういったものをうまく組み込みながら、松田町に損害を与えないと。それで事業者も円満に商売をしてもらってうまくいったらいいのかなと思いますので、とにかく私は松田町の側ですから、そういったリスクに対して再度お答えをお願いいたします。

政策推進課長　お答えいたします。やはりそのリスクについては最小限というふうにしていきたいとは考えております。先ほどお伝えしたとおり、どの辺りまでできるかというところについては、また我々のほうでも顧問弁護士さんとかもいらっしゃるので、法律上もどこまで可能か、その辺りも確認しながら、ちょっと慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

８番　田代　今の課長から、顧問弁護士もいると。いや本当にそのとおりだと思います。私もその話を今これからしようと思っているんですけれど、やはりプロがいるわけですから、世間一般的な契約で可能な範囲である程度詰めていったほうがいいと思います。

町長、一応、私の主張を今、全部聞いてもらったと思うんですけれども、私の考えに対して町長はどのように、この契約時のリスク管理を考えられるか総括的に回答をお願いいたします。

町長　私は、やはりいろんな仕事をする中で、やはり契約事で家を建てたりだとか、やはり何千万円の契約、何億円の契約をしてきたことを考えると、やはり相互尊重というのは必ず必要になってきます。一方的なことをやっても、やはりもう無理した契約になってきますし、ということもあります。ただ、田代議員と同じで、その結果、町民の皆さん方に不要な負担がかかるようなことにはならないように契約としてやって、契約書の中に盛り込める内容をやっていかなきゃいけないし、その契約書も相互の中で印鑑を最初にもう押さないと、相手も、いや、もうそれだったらいいですという形になることもありますから、その辺は、先ほど言ったようなことをいろいろなことを含めながら最優先になった事業者さんとその辺も含めながらというか、今回、今、うちの課長が言ったように事業者からの我々に対するプラスメリットのほうのリスク管理に対す

る提案もいただいて加点していくというふうなことも、議員の皆さんからお話あったものだから、一応そういったこともやって、いつもやらないんですけれどそういうふうにやっているところもありますので、最終的にはそういった気持ちの中で、相互尊重でこの事業が前に進む、また適切に行けるようにやはり我々も努力していかなきゃいけないかと考えております。

以上です。

８　番　田　　代　町長、回答ありがとうございます

初めに選考委員会をやるときも、本当に町の水道事業の明暗を分ける事業ですので、相当しっかりチェックしていただいて、その後、今度契約ですよね。あんまり、うるさいことということはあるかもしれませんけれども、町を守るために、必要最低限の契約リスク管理、これについては弁護士さんと相談しながら、まだ時間はありますので、進めていただきたいと思います。

その結果については、また全協等で契約内容をお知らせいただければありがたいと思います。

では１点目はこれで終わりにしまして、２点目の水道の関係です。水道の関係で町長から回答がありましたように、パブコメ50％の値上げで、このときはこれで提案するというふうな、何か雰囲気だったんですけれども、これを受けて20％ですか。15％減らして、35％の提案になったというふうに理解しております。

ここで、まずお伺いしたいのが、ちょっと分かりにくいんですけれども、水道事業法の絡みでは３年から５年で料金改定をするよという一つのお答えがあると思います。ですから残りの15％は３年後から５年後、一方で町長はこのボトルドウォーター事業は寄の簡易水道に、例えば1,500万円計画では入ってますよ。これが毎年入った場合に、３、４年たつと、6,000万円ぐらい、４年間で6,000万円ぐらいになりますよね。５年後に改定というときに。これは、担当課長でいいかな、例えば6,000万円４年後に入ったとするでしょう、寄の簡水の売上げが伸びたと。そうすると当初15％ぐらい値上げする予定が、それによって少し圧縮できるのかな。その辺でもし概算数字を持っていたらお知らせ

ください。難しかったら結構です。

環境上下水道課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

数字的なものは持ち合わせてないんですが、6,000万円、５年間で入ったといたしまして、この新事業の収益によって、少しでも経営健全化を図って、将来的な町民の皆様の負担を極限まで抑えて、国が定める水道法に基づいて料金試算、試算上ではおおむね３年から５年という期間について算定されておりますので、この6,000万円が入ったとしても寄の簡易水道につきましては、また３年から５年後に向けて料金改定をしていくという判断になろうかと思います。

今後は、上水道事業と簡易水道事業の会計統合も見据えて行きながら、両事業のバランスと、その時々の経営状況を捉えていき、その辺りも含めまして適切に判断をしていきたいと担当としては考えております。

以上です。

８　番　田　　代　今の確認です。寄簡水の売上げが増えても、だからといってその部分を全部値上げに充当できない、いろいろな毎年３、４年過ぎるたびにいろいろ経費もかかってくると。そのときの状況で考えると、そのような解釈でいいですよね。ですから５年以内に残りの15％は、これはやる可能性が高いという。ただし寄の簡水のほうの売上げは結構入りますから、財政的には100今40何％の値上げが必要だというのは、それが少しは改善されるという考えはあるんだけれども、15％のほうの必要最低限の値上げを行うと。そのような考えでよろしいですか。もしあれでしたら、課長が無理でしたら、町長お願いいたします。

町　　長　15％を今回圧縮する話にはストーリーがあって、多分、今、審議されている話で、今後これから資料を、これが提出する内容にちょっと入ってしまうのですけれども、145％に対して、今、令和９年からのボトルドウォーター事業が稼働した場合に、９年が500万円の収益、計算上です、500万円。次で1,000万円、1,500万円で大体今の８時間のところでペイになるというか、1,500万円でいこうというふうな計算でした場合には、大体74％の本当は値上げで済んだ。145％じゃなくて74％です。一方、上水はもう35％という計算上、出てる以

上、これとこれと公会計統合した場合には、大体39％ぐらいでいいという数字が出ているんです、一応計算上は。なので、40％でよかったじゃないかという話もあるんですけれども、やはり今回は40％にするにしても、やはり松田の人が35％でいいと出ているのに、寄の人たちの赤字の分を松田が負担するのかというようなパブリックコメントもあったものですから、今回は、どんと、こちらにまず合わせましょうといったところです。そうすることによって寄の赤字は、何といいますか、赤字幅がそんなにいっぱいにならないんですけれども、ただそれを５年間は今の状況でいうと５年間は値上げをせず行って、この間の売上げとかなんとかというふうなところの中で、５年後には見直しは当然しなきゃいけないかなというふうに見ております。

あと、ちょっと可能性の話でいくと、ボトルドウォーターについては今８時間で考えていますけれども、やり方によっては、我々の営業努力と向こうの努力も含めてですけれども、16時間という営業の仕方があると。ほかでもやっているようないろいろな話を聞いてると。そうなってくると、1,500万円が3,000万円近く入ってくるとなると、具体に言うと、もう寄が35％今回上げた後は、寄だけの会計でいうと上げなくて済むんです。逆にちょっと利益が出ちゃって、こちらの上水が厳しい。だからここの分の利益は上水にちょっと行くこともできるような関係になるかなと思っています。ですので、寄はその辺の可能性はあるけれども、上水のほうが今のところ可能性が非常に低い。あとは企業誘致をしっかりやって、そこの水を使ってくれる企業を増やしてくると上水も少し潤ってくると思うんですけれども。そういったことの中で全体の収支をバランスして持っていこうかなというふうな考えでいますので、別に15％がいつというようなことじゃなく、その状況を見て、５年後には10％なのか12％なのか、そういった格好になる予定だというふうに考えています。

以上です。

８　番　田　　代　　ありがとうございます。

今、町長からお言葉があった８時間ではなくて16時間稼働。本当にそうなって、寄の簡水が豊かになることをぜひ期待しておりますので、くれぐれも契約

の際はとりっぱぐれがないようにお願いしたいと思います。

それで、最後に、これは町長にお願いです。町長が就任される前、平成24年ですか、お隣におられる副町長が多分、下水道課長になられた頃の話なんですけれども、下水道審議会、生活用水排水審議会かな、正式には。そこから答申があって、当時38％の値上げをしろと。流域から非常に流域の価格と比べて松田が安いという審議会から答申がありました。平成24年の３月に提案されて、産業厚生に付託になって修正可決したんです。38％が最終的に20％。やはり一遍に値上げをすると住民に非常に負担をかけてしまうと。そのときに、委員会報告書では、４年後に残りの多分18％ぐらいになるんですけれども、これを値上げするようにという附帯意見をつけて全員賛成で修正可決が承認されて、料金改定しました。その後、平成28年かな、秋に提案されて、前の引きずっていた内容ですから委員会に付託をかけたんですけれども、もう皆さん、そのときの議員さんが大変だなというのを理解していましたので18％値上げしたと。

ここで、担当課長にちょっと聞きたいのが、それからもう８年たったよね、平成28年の９月に提案されて12月に可決したのだよ。平成28年。そうすると、今からちょうど８年前で、水道、下水道なんだけれども、今この下水道の利用料金で経営状況はどうなんですか。そろそろ、もう改定の時期なのか、その辺だけ教えてください。

環境上下水道課長　ただいまの御質問にお答えいたします。

下水道使用料の関係なんですが、下水道事業については令和６年度から企業会計化されております。これによって赤字経営、６年度の状況から申し上げますと、６年度は赤字経営となっております。このため、町のほうでは、今年度、生活排水の施設運営の審査会を実施していく予定でおりますので、今後につきましては、その審査会において審査を予定して判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

８　番　田　　代　赤字経営はいいんですけれども、どのくらい料金を改定する必要がありますか。今赤字経営と言われたから。

環境上下水道課長　　お答えいたします。実際、下水道料金の赤字経営になって、令和６年度から企業会計化されておりますので、今現在、試算的なものはまだ実際には行っておりません。ただ６年度の状況を申し上げますと赤字経営というところで、ございます。

８　番　田　　代　　今、赤字経営と言われたのは計算上のトリックだと思うんですよ。企業会計になったから、当時の計算と違うと思うので、それで赤字だと言われると、じゃあ値上げすればいいでしょと言いたくなるんだけれども、今本当に難しい時期なんですよね。水道でこれだけ動いていて、下水が企業会計になるから赤字だからというと、それはちょっと置いておいていただいて、私は言いたかったのが、平成24年に審議会が答申したものをしっかり受け止めて、修正議決をして、半分約６割弱、半分強を20％上げた。それで、その後４年後にしっかり上げた。料金の管理がしっかりできているんですよ。ですから、そろそろだからそろそろあると思うから、頼みますよと言われたら赤字だと言われたから、余分なこと言ってしまうんですけれども、町長、私が言いたかったのは、下水道もやはりある程度定期的に上げていかなければいけない。それで上水は32年ぶりというのは、私はこれは持論なんだけれども、よく松田の議会と町長選挙のことで話題が出たときに、町長選と議員選挙は２年ごとなんですよね。ですから、我々が職員のときに先輩課長並びに理事者が話をしてるのは本当に料金改定は難しいんだよ。自分の選挙の前には、こう言っちゃいけないけれども、値上げしにくいですよ。議員選挙とかでも何でも、田代よ上げちゃってよ俺なんて大変だよ。町長選も全く同じですよ。そうすると、これは個人的な見解です。町長選の次の翌年しかないのかな。いろいろなタイミングがあるからその翌年にもできなくて、あとは県の地震耐震強化事業だとかそういうことで鋳鉄管に変えたりとかして運もよかったんですよね。県のお金で補助金を結構いただきながらできたから無理に上げる必要もなかった。ただそれが寄の簡水のこともあるし老朽化もしてきたから今回やらなければいけないということで、いろいろお話しましたけれども、非常にタイミング的に料金改定は難しいと思います。その中で、今回の寄の水道事業、それとボトルドウォーター事業、それ

の要するに成功、または問題が出てしまうか、それもかかっていると思います。併せて下水道の料金の改定もあると思います。その辺について、やはり住民負担を最低限に行うために、最後に町長の思いの丈を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町　　長　おっしゃるとおり、町民負担を増やしたいというのはもうさらさら考えていなくて、いかに減らすか。町民サービスはどんどん、どんどん多様化していて、あれもこれも、今回の議会でも一般質問の中でもいろいろな話がある中で、全部最終的に私に多分ボールが投げられて、お金はという話になってくるのかなと思ってずっと構えておりましたけれども、それはもう、そういったニーズがあるなら何とかしてあげたいというのが私の気持ちです。

ただ、ない袖は振れない話で、この松田町の財政状況というのは、もう構造的に、もう田代議員はもうお分かりの話で、よくこんなのをやっているなと、多分、思っていらっしゃると思います。やろうと思ったらできるんです。ただ、そこにはいろいろな並々ならぬ努力が職員の中でもたくさんあっての結果なので、叱られることもありますけれども、その辺は評価してあげてほしいなというところもあります。

ですので、下水に関しても、もうある意味平成28年ということでいくと、もう10年前ですよね。もう令和８年ですから。もうそろそろという時期は当然来ています。ただ、上げるのも、ただ単純に上げるのではなくて、じゃあ先ほどボトルドウォーターは水を供給してくれますけれども、これが例えば、この上水のエリアにもしこのボトルドウォーターが来れば、水は使うわ下水は使うわですよ、本当言うと、はい。でも寄の場合は浄化槽で結局流しちゃうので下水は使わないというようなことがあります。ですので、そういった企業さんとかをやはり連れてくるような努力をするとかというふうなのを行政ができる努力。あとは人をたくさん住んでもらうような努力。それは一般会計のほうの予算の中でできる努力をしながら、この特別会計をしっかりと支えて、町民の方々が絶対的に必要になる水と排水とか、要はそういったところの分の予算を単純に値上げというような解決方法ではなくて、我々だけではなく議員の皆さ

ん方、地域の皆さん方と知恵を出して投資をしながら、また回収もしていくというふうなことで、今後の値上げを極力上げていかないような努力をしっかりとさせていただきたいというふうに考えております。

それが、たまたま選挙の前とか選挙とかというのがあるかも分かりませんけれども、そんなところで逃げていては話にならないと思うのですよ。私は基本的にそういうことは嫌いなので、しっかりとやるべきことはしっかりとやらせていただきたいというように考えております。

以上です。

８　番　田　　代　　回答ありがとうございました。

それでは、水道審議会の答申にもあったとおり、他の財源を探して、何とかせいというのが、このボトルドウォーターの義務だと思いますので、本当に契約に際しては皆さんの知恵を結集して、町に不利にならないようなそういった契約で進めていただくことを強く要望して終わります。ありがとうございました。

議　　長　　以上で、受付番号第９号、田代実君の一般質問を終わります。

以上で、本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

明日４日は午前中が委員会予備日、午後は議会運営委員会を予定しておりますので、委員長の指示で開催をしてください。

最終日の５日は午前中に広報広聴常任委員会を、午後１時から議会全員協議会を開催した後、本会議を開催しますので御参集ください。　　（15時20分）